

利用契約書

様

株式会社コスモスプラネット
グループホームコスモスプラネット篠ノ井
TEL 026-292-5533

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症対応型共同生活介護（短期利用）

（グループホームコスモスプラネット篠ノ井）

入居利用約款

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもと、日常生活の介助を通じ、また地域住民との交流を通じて、安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

また、利用者、身元引受人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

（約款の目的）

第1条 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）（以下「当グループホーム」という。）は、要支援2以上と認定された認知症高齢者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「身元引受人」という。）は、当グループホームに対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者がグループホーム入居利用同意書を当グループホームに提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当グループホームを利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び身元引受人は、当グループホームに対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

（当グループホームからの解除）

第4条 当グループホームは、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
- ② 当グループホームにおいて定期的に実施される入居継続検討会議において、退居して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当グループホームでの適切なグループホームサービスの提供を超えると判断された場合であって、利用者及び身元引受人が当グループホームでの看取りを希望しない場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当グループホーム、当グループホームの職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当グループホームを利用させることができない場合

（利用料金）

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当グループホームに対し、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当グループホームは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計

額の請求書及び明細書を、毎月 17 日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当グループホームに対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当グループホームは、利用者又は身元引受人から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当グループホームは、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

2 当グループホームは、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当グループホームは、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、グループホーム管理者又は当法人の理事長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、協力医療機関の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を介護記録等に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当グループホームとその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当グループホームは、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当グループホームは、利用者に対し、併設協力医療機関医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当グループホームは、利用者に対し、当グループホームにおける認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当グループホームは、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び身元引受人は、当グループホームの提供する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情処理担当者に申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供に伴って当グループホームの責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当グループホームは、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当グループホームが損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当グループホームに対して、その損害を賠償するものとします。

(身元引受人)

第12条 事業者は利用者に対して利用者代理人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者代理人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。

2 身元引受人は、本契約に基づく利用者および利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者

と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

(利用基準)

第13条 利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

(認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画の作成)

第14条 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び身元引受人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。

- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び身元引受人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または身元引受人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び身元引受人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

(利用者及び身元引受人の権利)

第15条 利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人の通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること。

(利用者及び身元引受人の義務)

第16条 利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
 - ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
 - ③ 特段の事情がない限り、取り決めやルールに従うよう努めること
 - ④ 協力医師の指示に従うよう努めること
- ただし、利用者又は身元引受人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医療機関医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び身元引受人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ⑤ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
 - ⑥ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について 利用

者及び身元引受人は協力すること
(造作・模様替え等の制限)

第17条 利用者及び身元引受人は、居室に造作・模様替えをするときは、身元引受人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び身元引受人の負担とします。

- 2 利用者及び身元引受人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び身元引受人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者が安心して介護サービスの提供を受けられるよう、当事業所はサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県市町村及び当該利用者の家庭等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第19条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当グループホームが誠意をもって協議して定めることとします。

1. グループホームの概要

(1) グループホームの名称等

- ・施設名 医療法人コスモス グループホームコスモスプラネット篠ノ井
- ・開設年月日 平成22年8月1日
- ・所在地 長野市篠ノ井会619-1
- ・電話番号 026-292-5533・ファックス番号 026-292-0088
 - ・理事長 山田 徳実
 - ・管理者名 堀川 葉子
 - ・介護保険指定番号 (2090100294号)
 - ・介護予防保険指定番号 (2090100294号)

(2) グループホームの目的と運営方針

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）は、家庭での生活が困難になった低～中程度の認知症高齢者に対し、地域住民との交流を通じ、小規模で家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の共同生活上での世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とした生活介護です。

この目的に沿って、当グループホームでは、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[グループホーム コスモスプラネット篠ノ井の運営方針]

- ① お年寄りの人権を尊重し、お年寄りの立場に立った利用者本位のケアサービスに努め、豊かな老後を目指します。
- ② グループホームと家庭と地域の結びつきを大切にします。
- ③ 保健と福祉と医療を一体化した運営をいたします。

介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、居宅介護支援事業所との連携を深め、総合的なケアサービスを提供いたします。

(3) グループホームの職員体制

			業務内容
・管理者	1名		施設の管理
・事務	1名		施設の事務
・計画作成担当者	2名		介護計画の作成
・介護職員	10名以上	うち夜勤 2	介護

- (4) 入所定員等
- ・1ユニット構成（総数：2ユニット）
 - ・定員 9名（18人）
 - ・全室個室 9室（18室）

2. サービス内容

当グループホーム入居中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場にたって運営されています。

(1) 施設サービス計画の立案

施設におけるサービスは利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるような介護サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・家族・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(2) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時00分～8時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

(3) 入浴（入居利用者は、希望により随時ご利用いただけます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

- (4) 医学的管理
 ① 比較的安定している病状に対しての医療は、協力医療機関で対応ができます。
 必要な場合は往診・通院を認めます。（管理者にご相談ください）
 ② 別ニーズに応じたケアプランを作成し、入居から退居までの一貫した管理を行っています。
- (5) 介護
 日常生活全般を、1人1人の状態に応じ、ニーズに応えたサービスを1日24時間体制で行っています。
- (6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
 グループホーム内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。また、本人と家族の希望をふまえ生活全般にわたって生活リハビリ的要素をとり入れて行きます。
- (7) 相談援助サービス
 退居・入居の相談 家族介護教室の開催 介護サービスの紹介
- (8) 理美容サービスの代行
- (9) 行政手続代行
- (10) その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に料金（実費）をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

（1）介護保険分

- ① グループホーム利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）
 合計金額は全ての単位数に10.14円（地域区分：7級地）を乗じた金額になります。
 詳細は料金表をご参照ください。

介護保険基本サービス費（単位）

認知症対応型共同生活介護サービス費（介護予防含む）

- ・要支援2 日額 749単位
- ・要介護1 日額 753単位
- ・要介護2 日額 788単位
- ・要介護3 日額 812単位
- ・要介護4 日額 828単位
- ・要介護5 日額 845単位

認知症対応型共同生活介護（短期利用）サービス費

- ・要支援2 日額 777単位
- ・要介護1 日額 781単位
- ・要介護2 日額 817単位
- ・要介護3 日額 841単位
- ・要介護4 日額 858単位
- ・要介護5 日額 874単位

① 実費費用

- ・家賃 日額 1,300円
- ・食材料費（食事・おやつ等） 日額 1,450円
 (内訳 朝食400円 昼食（おやつ含む）550円 夕食500円)
- ・水道光熱費 日額 900円
- ・おむつ 実費
- ・理美容費 実費
- ・その他日常生活費 実費
- ※特別食（かゆ、ミキサー食） 日額 1,750円
 (ご希望のあった場合、若しくは医師の指示があった場合)
- ・日用品費 実費（任意）

入浴時に下記のタオル類を使用した場合
(バスタオル 1枚 60円 フェイスタオル 1枚 40円 清拭 1枚 20円)

(2) 支払い方法

- ・毎月 13 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替の 3 方法があります。入居契約時にお選びください。
- ・口座振替は、毎月 20 日になります。

4. 協力医療機関等

当グループホームでは、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 クリニックコスモス長野
厚生連 篠ノ井総合病院

・協力歯科医療機関

- ・名 称 山岸歯科医院

◇協力医療機関には、医師・看護師が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行うことができます。また、訪問看護との医療連携により、24時間連絡体制を取っております。

◇緊急時の連絡先：緊急の場合には、指定された連絡先に連絡します。

5. グループホーム利用に当たっての留意事項

- ・面会時間：13：30～16：00
- ・外出、外泊：届出により可能
- ・飲酒、喫煙：応相談
- ・火気の取扱い：原則禁止
- ・設備、備品の利用：応相談
- ・所持品、備品等の持ち込み：応相談
- ・金銭・貴重品の管理：応相談
- ・ペットの持ち込み：原則禁止

6. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、消火栓、避難梯子、スプリンクラー等
- ・防災訓練 年2回 通報訓練 年2回

7. 禁止事項

当グループホームでは、多くの方に安心した生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧説、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談、連絡先

当グループホームには苦情処理の専門員として苦情処理担当者が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、苦情処理担当者にお寄せいただくか、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

サービス内容に関する苦情の連絡先

- 当事業所お客様相談窓口 苦情処理担当 堀川 葉子
026-292-5533
- 長野市の相談窓口 長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
026-224-7871
- 国民健康保険団体連合会 高齢者活躍支援課
026-238-1580

グループホーム入居利用同意書

グループホームコスモスプラネット篠ノ井を入居利用するにあたり、グループホーム入居利用約款及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

＜利用者＞

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

＜身元引受人＞

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

＜事業者＞

グループホームコスモスプラネット篠ノ井

管 理 者 堀川 葉子 印

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名 _____ (続柄 _____)

・住 所 _____

・電話番号 _____

【本約款第9条3項の緊急時の連絡先】

・氏 名 _____ (続柄 _____)

・住 所 _____

・電話番号 _____

【本約款第8条の家族の情報を用いることについて同意します。】

〈利用者〉

・氏 名 _____ 印 _____

・住 所 _____

〈家族代表〉

・氏 名 _____ 印 _____ (続柄 _____)

・住 所 _____

利用料に加えて下記サービス費が加算されます。（単位）

- ・初期加算 30単位／日 入居後30日以内の期間に算定
1か月以上入院した後、再入居した場合も同様
 - ・医療連携体制加算（I）イ 57単位／日
看護師を常勤換算で1名以上配置していること。
 - ・医療連携体制加算（I）ロ 47単位／日
看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。
 - ・医療連携体制加算（I）ハ 37単位／日
看護師を1名以上確保していること。
 - ・医療連携体制加算（II） 5単位／日
(I)の算定をしており、医療的ケアが必要な者が1名以上であること。
 - ・高齢者施設等感染対策向上加算（I） 10単位／月
新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
 - ・高齢者施設等感染対策向上加算（II） 5単位／月
3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
 - ・協力医療機関連携加算（I） 100単位／月
 - ・協力医療機関連携加算（II） 40単位／月
 - ・生産性向上推進体制加算（I） 100単位／月
 - ・生産性向上推進体制加算（II） 10単位／月
 - ・若年性認知症利用者受入加算：120単位／日
 - ・入院時費用 246単位／日 入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について退院後の再入居の受け入れ体制を整えている加算
 - ・退居時情報提供加算 250単位／回
 - ・口腔衛生管理体制加算 30単位／月 口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定
 - ・栄養スクリーニング加算 20単位／回 6か月毎に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合
 - ・生活機能向上連携加算（II） 200単位／月 医療提供施設のリハビリ職員、医師が身体状況等の評価を共同して行う事
 - ・身体拘束廃止未実施減算
要支援2 74単位減算／日
要介護1 75単位減算／日
要介護2 78単位減算／日
要介護3 81単位減算／日
要介護4 82単位減算／日
要介護5 84単位減算／日
 - ・サービス体制強化加算（I） 22単位／日 介護福祉士の割合が70%以上
もしくは勤続10年以上介護福祉士25%以上
 - ・サービス体制強化加算（II） 18単位／日 介護福祉士60%以上
 - ・サービス体制強化加算（III） 6単位／日 介護福祉士50%以上
常勤職員75%以上
勤続年数が7年以上の占める割合が30%以上
 - ・介護職員処遇改善加算（I）：介護職員の処遇改善を進めていくための加算
：月の総利用単位数に18.6%を乗じた単位数
 - ・認知症ケア加算：3単位／日
- *その他の加算（看取り介護加算等）につきましては、算定される状況に応じて個別にご説明させていただきます。